

大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

令和3年8月

大分県防災会議

目 次

第1部 総 則	- 1 -
第1章 計画の目的.....	- 2 -
第1節 計画の目的.....	- 3 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 3 -
第3節 計画の理念.....	- 3 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 5 -
第5節 計画の修正.....	- 6 -
第6節 計画の周知.....	- 6 -
第2章 大分県の地勢.....	- 8 -
第1節 地形及び地質.....	- 9 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....	- 12 -
第3章 大分県における地震・津波の特性.....	- 15 -
第1節 地域ごとの特性.....	- 16 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....	- 19 -
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波.....	- 21 -
第4章 地震・津波の想定.....	- 26 -
第1節 地震・津波想定.....	- 27 -
第2節 被害想定.....	- 32 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 49 -
第2部 災害予防	- 56 -
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 57 -
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	- 58 -
第2節 災害予防の体系.....	- 60 -
第2章 災害に強いまちづくり.....	- 61 -
第1節 被害の未然防止事業.....	- 63 -

第2節	災害危険区域等の対策	- 67-
第3節	防災施設の災害予防管理	- 67-
第4節	都市・地域の防災環境整備	- 68-
第5節	建築物等の安全性の確保	- 70-
第6節	公共施設等の災害予防	- 71-
第7節	特殊災害の予防	- 77-
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	- 80-
第9節	防災調査研究の推進	- 80-
第10節	社会資本の老朽化対策	- 81-
第3章	災害に強い人づくり	- 82-
第1節	自主防災組織	- 85-
第2節	防災訓練	- 88-
第3節	防災教育	- 99-
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化	-104-
第5節	要配慮者の安全確保	-106-
第6節	帰宅困難者の安全確保	-111-
第7節	県民運動の展開	-112-
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	-113-
第1節	初動体制の強化	-116-
第2節	活動体制の確立	-121-
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	-129-
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	-132-
第5節	救助物資の備蓄	-135-
第5章	その他の災害予防	-137-
第1節	災害対策基金の確保	-138-
第3部	災害応急対策	-139-
第1章	災害応急対策の基本方針等	-140-
第1節	災害応急対策の基本方針	-141-
第2節	県民に期待する行動	-142-
第3節	災害応急対策の体系	-144-
第2章	活動体制の確立	-145-

第1節	組織	-146-
第2節	動員配備	-169-
第3節	通信連絡手段の確保	-177-
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	-180-
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	-198-
第6節	災害救助法の適用及び運用	-207-
第7節	市町村への支援	-214-
第8節	広域的な応援要請	-217-
第9節	防災ヘリコプターの運用体制の確立	-221-
第10節	自衛隊の災害派遣体制の確立	-224-
第11節	他機関に対する応援要請	-232-
第12節	技術者、技能者及び労働者の確保	-234-
第13節	ボランティアとの連携	-237-
第14節	帰宅困難者対策	-239-
第15節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	-240-
第16節	交通確保・輸送対策	-242-
第17節	広報活動・災害記録活動	-253-
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	-257-
第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	-258-
第2節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	-264-
第3節	津波からの避難	-269-
第4節	救出救助	-273-
第5節	救急医療活動	-277-
第6節	消防活動	-285-
第7節	二次災害の防止活動	-287-
第4章	被災者の保護・救護のための活動	-290-
第1節	避難所運営活動	-291-
第2節	避難所外被災者の支援	-298-
第3節	食料供給	-300-
第4節	給水	-304-
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	-307-
第6節	医療活動	-311-
第7節	保健衛生活動	-313-
第8節	廃棄物処理	-316-

第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	-317-
第10節	住宅の供給確保等	-320-
第11節	文教対策	-325-
第12節	社会秩序の維持・物価の安定等	-330-
第13節	義援物資の取扱い	-332-
第14節	被災動物対策	-333-
第5章	社会基盤の応急対策	-334-
第1節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	-335-
第2節	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策	-336-
第4部	災害復旧・復興	-337-
第1章	災害復旧・復興の基本方針	-338-
第2章	公共土木施設等の災害復旧	-340-
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	-342-
第4章	被災者支援に関する各種制度の概要	-345-
第1節	経済・生活面の支援	-346-
第2節	住まいの確保・再建のための支援	-356-
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援	-366-
第5章	激甚災害の指定	-371-
第1節	激甚災害指定の手続	-372-
第2節	特別財政援助	-377-
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	-379-
第1章	総則	-380-
第1節	推進計画の目的	-381-
第2節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	-381-
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	-381-

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	-382-
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	-383-
第2節 津波に関する情報の伝達等	-383-
第3節 津波対策等	-384-
第4節 消防機関等の活動	-384-
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-384-
第6節 交通対策	-385-
第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-386-
第8節 迅速な救助	-387-
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	-388-
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	-390-
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-390-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	-390-
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	-390-
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	-391-
第5節 避難対策等	-391-
第6節 消防機関等の活動	-392-
第7節 警備対策	-392-
第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-392-
第9節 金融	-393-
第10節 交通対策	-393-
第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-394-
第12節 滞留旅客等に対する措置	-395-
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-395-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	-395-

第3節 災害応急対策をとるべき期間等.....	-395-
第4節 県のとるべき措置	-396-
第4章 関係者との連携協力の確保	-397-
第1節 資機材、人員等の配備手配.....	-398-
第2節 他機関に対する応援要請.....	-398-
第3節 帰宅困難者への対応.....	-398-
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	-399-
第6章 防災訓練.....	-401-
第7章 地震防災上必要な教育及び広報.....	-403-
第8章 津波避難対策緊急事業計画	-405-
第9章 南海トラフ地震防災対策計画.....	-407-
修正の経過.....	-409-